

**令和6年度大阪府私立専修学校高等課程経常費補助金
交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準**

1. 交付対象学校法人等に関する基準（交付要綱第2条関係）

交付要綱第2条	基 準 等
学校法人会計基準に準拠した会計処理を行っていること	<p>○寄附行為において学校法人会計基準によるものと明記していること。</p> <p>○学校法人会計基準（最終改正：平成27年3月30日文科科学省令第13号）に準拠した計算書類（貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書その他の財務計算に関する書類）及び収支予算書を備えていること。（交付要綱第6条第5項を準用）</p> <p>※原則、計算書類には教育長の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書が添付されていること。</p>
交付要綱第2条各号	基 準 等
1 生徒に対する教育活動に一定以上の経費を支出していること	<p>○教育還元率が70%以上の学校とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>教育還元率（%）＝ 生徒に対する教育活動に係る支出 ÷ （学生生徒等納付金収入＋手数料収入＋寄附金収入＋補助金収入＋付随事業・収益事業収入＋受取利息・配当金収入＋雑収入）</p> </div> <p>○「生徒に対する教育活動に係る支出」に算入できる経費は、以下のとおりである。 ただし、補助対象である本科の運営経費に係る経費に限る。</p> <p>①人件費支出 ・「役員報酬支出」及び「退職金支出」が含まれる場合、当該額を控除する。</p> <p>②教育研究経費支出</p> <p>③管理経費支出 ・「福利費支出」及び「渉外費支出」が含まれる場合は、当該額を控除する。 ・学生生徒等納付金収入額の10%を超える「広報費支出」が含まれる場合は、当該超過額を控除する。</p> <p>④借入金等利息支出</p> <p>⑤施設関係支出 ・「施設関係支出」には、次に掲げる費用に限り算入できる。 ア 私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱（昭和58年7月1日文科大臣決裁）第3条に定める事業（工事費、価格等の基準に関する規定は除く。）として選定され、当該事業に要した費用。</p>

		<p>イ 耐震化に伴う校地・校舎の取得又は校舎の改築に要した費用で、令和4年度末決算時点においてその支出に備え、第2号基本金に組入が行われているもの。（該当費用に係る第2号基本金組入額を限度として算入できる。）</p> <p>⑥教育研究用機器備品関係支出 ⑦図書支出</p> <p>※各数値は令和5年度計算書類の資金収支決算書（ただし、当該高等課程に係る数値）に基づく。 ※新設校など学校の収支決算が存在しない場合や、収支決算上、教育に係る収支状況の判断が困難な場合は補助対象外とする。</p>
2	国又は他の経常的補助制度の交付対象となっていないこと	○補助金の目的、対象、用途などに応じて個別判断とする。
3	当該年度の5月1日に在学する生徒の数が一定以上であること	○令和6年5月1日現在、高等課程（屋間部のみ）の生徒数が40人以上の学校とする。

2. 配分基準（交付要綱第3条及び第4条関係）

項目	計算式等設定内訳	特記事項
① 補助金額	$= \frac{\text{総配分額} \times \text{補助基準値}}{\text{学校ごとの補助基準値の合計値} + \text{調整額}}$	<p>○補助対象経費の1/2を上限とする。</p> <p>※千円未満は切り捨て。</p> <p>※補助対象経費は、1. 交付対象学校法人等に関する基準1の「生徒に対する教育活動に係る支出」のとおりとする。ただし、補助対象である本科の運営経費に係る経費に限る。</p> <p>また、⑤施設関係支出は控除し算出する。</p> <p>※各金額は当該高等課程に係る令和6年度決算数値（交付決定の際は予算数値）に基づく。</p>
② 総配分額	$= \text{学校ごとに算定した配分基本額の合計}$	<p>○予算額を上限とする。</p>
③ 配分基本額	$= \text{補助単価} \times \text{定員内実員数}$	
④ 補助基準値	$= \text{定員内実員数} \times \text{配分基準係数}$	
⑤ 調整額	$= 1,600\text{万円} \times (\text{ア}) - (\text{イ})$ <p>(ア) 役員報酬等が1,600万円を超える者の数 (イ) 役員報酬等が1,600万円を超える者の役員報酬等の合計額</p>	<p>○役員報酬等＝大阪府所轄の準学校法人の役員に対する報酬等</p> <p>※教職員等として、支給された年間給与費等がある場合はそれも含む。</p> <p>※令和5年收入に基づく。 (源泉徴収票等で確認)</p>
⑥ 配分基準係数	$= (\text{納付金等収入係数} + \text{教研費支出係数} + \text{専任教員配置係数} + \text{教育還元係数}) \times \text{ガバナンス向上取組係数}$	

⑦	納付金等収入係数	<p>= 40 × 下表ポイント</p> <table border="1" data-bbox="451 353 1032 701"> <thead> <tr> <th>生徒一人あたり納付金等収入</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40万円以上 45万円未満</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>45万円以上 50万円未満</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>50万円以上 55万円未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>55万円以上 60万円未満</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>60万円以上 65万円未満</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>65万円以上 70万円未満</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>70万円以上</td> <td>0.85</td> </tr> </tbody> </table>	生徒一人あたり納付金等収入	ポイント	40万円以上 45万円未満	1.15	45万円以上 50万円未満	1.10	50万円以上 55万円未満	1.05	55万円以上 60万円未満	1.00	60万円以上 65万円未満	0.95	65万円以上 70万円未満	0.90	70万円以上	0.85	<p>○生徒一人あたり納付金等収入＝ 納付金等収入÷前年度の実員数 (万円未満は四捨五入)</p> <p>○納付金等収入＝ 学生生徒等納付金収入＋生徒授業料 軽減等補助金収入</p> <p>※各金額は令和5年度計算書類の資金収支 決算書（但し当該高等課程に係る数値） に基づく。 ※前年度の実員数は令和5年5月1日時点 のもの。</p>
生徒一人あたり納付金等収入	ポイント																		
40万円以上 45万円未満	1.15																		
45万円以上 50万円未満	1.10																		
50万円以上 55万円未満	1.05																		
55万円以上 60万円未満	1.00																		
60万円以上 65万円未満	0.95																		
65万円以上 70万円未満	0.90																		
70万円以上	0.85																		
⑧	教研費支出係数	<p>= 30 × 下表ポイント</p> <table border="1" data-bbox="451 981 1002 1328"> <thead> <tr> <th>教研費の支出割合</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5%以上 10%未満</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>10%以上 15%未満</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>15%以上 20%未満</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>20%以上 25%未満</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>25%以上 30%未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>30%以上 35%未満</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>35%以上</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table>	教研費の支出割合	ポイント	5%以上 10%未満	0.85	10%以上 15%未満	0.90	15%以上 20%未満	0.95	20%以上 25%未満	1.00	25%以上 30%未満	1.05	30%以上 35%未満	1.10	35%以上	1.15	<p>○教研費の支出割合（％）＝ 教育研究経費支出÷納付金等収入 (小数点第2位未満は四捨五入)</p> <p>○納付金等収入＝ 学生生徒等納付金収入＋生徒授業料 軽減等補助金収入</p> <p>※各金額は令和5年度計算書類の資金収支 決算書（但し当該高等課程に係る数値） に基づく。</p>
教研費の支出割合	ポイント																		
5%以上 10%未満	0.85																		
10%以上 15%未満	0.90																		
15%以上 20%未満	0.95																		
20%以上 25%未満	1.00																		
25%以上 30%未満	1.05																		
30%以上 35%未満	1.10																		
35%以上	1.15																		
⑨	専任教員配置係数	<p>= 20 × 下表ポイント</p> <table border="1" data-bbox="451 1608 1002 1955"> <thead> <tr> <th>教員一人あたり生徒数</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9人未満</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>9人以上 12人未満</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>12人以上 15人未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>15人以上 18人未満</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>18人以上 21人未満</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>21人以上 24人未満</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>24人以上</td> <td>0.85</td> </tr> </tbody> </table>	教員一人あたり生徒数	ポイント	9人未満	1.15	9人以上 12人未満	1.10	12人以上 15人未満	1.05	15人以上 18人未満	1.00	18人以上 21人未満	0.95	21人以上 24人未満	0.90	24人以上	0.85	<p>○教員一人あたり生徒数＝ 実員数÷専任教員実員数 (小数点第2位未満は四捨五入)</p> <p>○定員内実員数＝ 基準定員数を上限として学科ごとに 算定した実員数の合計数</p> <p>○基準定員数＝ 1クラス40名を上限として学科ご とに算定した定員数の合計数</p> <p>※各人数は令和6年5月1日時点のもの。</p>
教員一人あたり生徒数	ポイント																		
9人未満	1.15																		
9人以上 12人未満	1.10																		
12人以上 15人未満	1.05																		
15人以上 18人未満	1.00																		
18人以上 21人未満	0.95																		
21人以上 24人未満	0.90																		
24人以上	0.85																		

⑩	教育還元係数	<p>= 10 × 下表ポイント</p> <table border="1" data-bbox="448 262 1031 656"> <thead> <tr> <th>教育還元率</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%未満</td> <td>0.80</td> </tr> <tr> <td>70%以上 75%未満</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>75%以上 80%未満</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>80%以上 85%未満</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>85%以上 90%未満</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>90%以上 95%未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>95%以上 100%未満</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>100%以上</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table>	教育還元率	ポイント	70%未満	0.80	70%以上 75%未満	0.85	75%以上 80%未満	0.90	80%以上 85%未満	0.95	85%以上 90%未満	1.00	90%以上 95%未満	1.05	95%以上 100%未満	1.10	100%以上	1.15	<p>○前記1.の「生徒に対する教育活動に係る支出」から「施設関係支出」を控除し、「補助金収入」から「国庫補助金収入（施設整備補助金）」を控除して算出した教育還元率により、教育還元係数を算出する。計算方法は、前記1.のとおり。 （小数点第2位未満は四捨五入）</p>
教育還元率	ポイント																				
70%未満	0.80																				
70%以上 75%未満	0.85																				
75%以上 80%未満	0.90																				
80%以上 85%未満	0.95																				
85%以上 90%未満	1.00																				
90%以上 95%未満	1.05																				
95%以上 100%未満	1.10																				
100%以上	1.15																				
⑪	ガバナンス向上取組係数	<p>= 1 × 下表ポイントの合計</p> <table border="1" data-bbox="448 815 1043 1742"> <thead> <tr> <th colspan="2">公表資料名</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">財産目録等備付書類</td> <td>計算書類 ・資金収支計算書 ・活動区分資金収支計算書 ・資金収支内訳表 ・貸借対照表 ・事業活動収支計算書 ・事業活動収支内訳表</td> <td rowspan="2">0.50</td> </tr> <tr> <td>財産目録 事業報告書 監事による監査報告書 役員等名簿 役員に対する報酬等の支給の基準 寄附行為</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学校評価</td> <td>自己評価の結果の報告書</td> <td>0.30</td> </tr> <tr> <td>学校関係者評価の結果の報告書</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">いじめ対策</td> <td>学校いじめ防止基本方針</td> <td rowspan="2">0.10</td> </tr> <tr> <td>学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置</td> </tr> </tbody> </table>	公表資料名		ポイント	財産目録等備付書類	計算書類 ・資金収支計算書 ・活動区分資金収支計算書 ・資金収支内訳表 ・貸借対照表 ・事業活動収支計算書 ・事業活動収支内訳表	0.50	財産目録 事業報告書 監事による監査報告書 役員等名簿 役員に対する報酬等の支給の基準 寄附行為	学校評価	自己評価の結果の報告書	0.30	学校関係者評価の結果の報告書	0.10	いじめ対策	学校いじめ防止基本方針	0.10	学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置	<p>○公表資料ごとの公表基準等については別表のとおり。</p> <p>○財産目録等備付書類 ・令和5年度決算に係るもの。</p> <p>○学校評価について ・自己評価 - 専修学校における学校評価ガイドライン（以下、ガイドライン）に示された大項目に沿った項目とする。また、外部アンケートの実施を必須とする（保護者のみ、生徒のみでも可）。 ・学校関係者評価 - 学校関係者評価組織の設置は必須とする。学校関係者評価組織には、教育内容に関して専門的見地から評価できる者の参画を必須とする（保護者のみでは不可）。 ・公表内容 - 自己評価結果、外部アンケートの結果、学校関係者評価結果、学校関係者評価組織の構成（役職名まで公表（個人名は非公表でも可））</p> <p>○いじめ対策について ・学校いじめ防止基本方針 - 学校で策定し、学校のHP等で公表すること。 ・学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を設置 - 必ずしも新たに組織を設置する必要はなく、既存の部署等（例：生徒指導部）がいじめの防止等にあたることとしてもよい。</p>		
公表資料名		ポイント																			
財産目録等備付書類	計算書類 ・資金収支計算書 ・活動区分資金収支計算書 ・資金収支内訳表 ・貸借対照表 ・事業活動収支計算書 ・事業活動収支内訳表	0.50																			
	財産目録 事業報告書 監事による監査報告書 役員等名簿 役員に対する報酬等の支給の基準 寄附行為																				
学校評価	自己評価の結果の報告書	0.30																			
	学校関係者評価の結果の報告書	0.10																			
いじめ対策	学校いじめ防止基本方針	0.10																			
	学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置																				